

定款附属書総代選挙規程変更新旧対照表

新	旧
(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 (1) 未成年者 (2) <u>精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> (3) ~ (4) (略)	(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 (1) 未成年者 (2) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u> (3) ~ (4) (略)

附 則

- 1 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。